

監査公表第16号

平成20年3月18日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年8月12日

福島県監査委員 小桧山 善 継  
福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之

20財第705号  
平成20年5月30日

福島県監査委員 小桧山 善 継  
福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之  
様

福島県知事 佐藤 雄平 印

行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成20年3月12日付け19福監第817号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別 紙

平成19年度行政監査において措置を求める案件（知事部局）

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査の結果と意見</p> <p>2 団体に対する執務場所等の提供について</p> <p>1) 行政財産の目的外使用許可等 (改善を要する事項)</p> <p>ア 団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合であっても、それぞれの団体が使用許可を受ける必要があることから、県は、当該団体に対し使用許可の手続きを行うよう、指導すべきである。 (県北保健福祉事務所)</p> <p>3 団体に対する県の人的支援について</p> <p>2) 県職員の団体の役職員への就任・従事状況 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>イ 近年の従事承認の手続きを書面上確認できなかった警察本部を始めとする各執行機関等の管理者にあつては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、洩れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。(人事G)</p> <p>ウ 社会経済情勢の変化に伴い、県の庁舎内に事務局を置く任意団体が多種多様化し、県の業務との関係や県職員の支援についても様々な形態が見られる中で、本県では昭和52年以来、県職員が他団体の事務に従事する場合には、一律、従事承認の手続きを行うこととして運用されているが、現在、その取扱いの基準に具体性を欠いたり、実態を反映していない取扱いが見受けられること、また、従事承認の手続きそのものが形骸化していると認められること等から、取扱いの基準を見直し、実効性のある制度運用が図られるよう検討する必要がある。(人事G)</p> <p>4 団体に対する県費支出事務等について</p> <p>2) 県費支出事務</p> <p>ア 補助金及び交付金の交付事務</p>	<p>(県北調理師会)</p> <p>平成20年度においては、県北食品衛生協会及び県北調理師会に対して指導を行い、それぞれの団体より申請を受け、平成20年4月1日付けで使用許可を行った。</p> <p>通知等により制度の周知を徹底する。</p> <p>平成20年度中に、全庁統一的な考えを踏まえ、他団体事務従事承認に関する運用について改正を検討する。</p>

<p>(改善を要する事項)</p> <p>ア) 補助対象事業を、補助金交付要綱に明確に規定すること。(生活交通G)</p> <p>イ) 県が再補助を必要と認める場合には、県の補助金交付要綱に規定して、適正に行うこと。(生活交通G)</p> <p>ウ) 補助事業等の実績に係る確認は、団体傘下の支部へ配分した予算の執行分も含めて行うこと。(一般廃棄物対策G)</p> <p>エ) 県が交付金の再交付を必要と認める場合は、県の交付金交付要綱に規定し、適正に行うこと。また、県は、支部に配分した交付金に係る事業実績について十分な確認を行うこと。(道路企画G)</p>	<p>(福島県交通安全母の会連絡協議会、福島県交通対策協議会)</p> <p>補助対象事業を補助金交付要綱に明確に規定した。</p> <p>(福島県交通対策協議会)</p> <p>再補助を認める旨、補助金交付要綱に明確に規定した。</p> <p>(福島県クリーンふくしま運動推進協議会)</p> <p>平成19年度より、事業実績報告書に団体傘下の支部へ配分した予算の執行状況を報告する欄を設け、実績確認を行うこととした。</p> <p>(福島県道路愛護会)</p> <p>平成20年度事業から、交付金交付要綱に再交付に関する規定を追加するとともに、交付申請書や実績報告書に支部の活動内容を詳細に記載させることにより、活動内容の的確な把握に努めることとする。</p>
<p>イ 負担金の支出事務</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>県は、負担金の支出に当たり、その必要性について十分検討し、適切に対応すること。(県政広報G)</p>	<p>(福島県広報協会)</p> <p>県の支出に関する重要な意思決定に当たっては、指摘の点を十分に踏まえ、適切に対応することとしたい(なお、当該負担金については、平成19年度より予算計上していない)。</p>
<p>3) 繰越金の状況</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>県が厳しい財政運営を強いられている中、多額の繰越金を有する団体が見受けられる実態を踏まえ、県は、財政的支援を受ける団体の繰越金の保有状況等を検証し、負担金、補助金等の財政的支援のあり方を検討すべきである。(財政G)</p>	<p>各種団体への負担金、補助金等の財政的支援のあり方については、平成16年度に全庁的に見直しを実施するとともに、毎年度の事業評価や予算査定の際に各部局に対して見直しを求めてきたところであるが、厳しい財政状況を踏まえ、スプリングレビュー等での一層の見直しを行う。</p>
<p>6 団体に対する県の支援等のあり方について</p> <p>3) 今後の県の支援等の必要性</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>ア 結果のアに掲げる9団体については、事実上休眠状態にあったり、主たる構成員が</p>	<p>(福島県少年婦人防火委員会)</p> <p>平成20年度中を目処に廃止の方向で検討中で</p>

<p>共通して、事業活動に類似性を有する団体が他に存在したり、また、事務局の移管が相当であると認められる団体があることから、県は、改めて今後の県の支援等のあり方を検討し、団体に対して必要な指導、要請を行うべきである。(消防保安G、普及教育G、流通消費G、会津地方振興局、県中農林事務所田村農業普及所、県南農林事務所、会津農林事務所、会津農林事務所会津坂下農業普及所)</p>	<p>ある。(消防保安課)</p> <p>(福島県徳農会) 役員会(平成20年3月13日)において事務局機能を会員に移管することが了承された。(農業振興課)</p> <p>(福島県米消費拡大推進連絡会議) 今後、団体設立の趣旨を踏まえながら、団体の運営方法、県の果たすべき役割、支援の在り方等について、検討することとする。(農産物流通課)</p> <p>(福島県市町村選挙管理委員会連合会会津支部) 平成19年12月19日開催の当支部臨時総会において、県の関与の在り方、団体運営の簡素効率化を踏まえ、連合会本部への統合を含めた当会の見直し検討を連合会本部へ要請する旨の議決を行った。このことについては、連合会各支部においても共通の課題として取り組まれており、連合会各支部においても、同様の議決を行っている。 これを受けて、連合会本部は、支部を廃止することとし、連合会役員会、総会に提案する予定である。(会津地方振興局)</p> <p>(田村の若い「農」ネットワーク) 総会(平成20年2月26日)において事務局機能を会員に移管することが了承された。(県中農林事務所田村農業普及所)</p> <p>(東西しらかわ青年農業者連絡協議会) 総会(平成20年3月18日)において事務局機能を会員に移管することが了承された。(県南農林事務所)</p> <p>(会津方部青年農業士連絡協議会及びあいづ農業青年クラブ) それぞれ総会(平成20年3月21日、平成20年3月26日)において団体の実態にあわせ規約の改正を行い、事務局の所在を会長宅とした。(会津農林事務所)</p> <p>(会津坂下地方生活研究グループ連絡協議会) 総会(平成20年3月4日)において事務局機能を会員に移管することが了承された。(会津農林事務所会津坂下農業普及所)</p>
---	--

<p>イ 結果のイに掲げる4団体については、活動実態を見ると、活動の必要性が認められるものの県の事務と渾然一体として処理されているもの、活動内容が乏しいもの、活動内容が設立目的から変容しているもの等が見受けられることから、県は、各団体に対し、現在の活動実態を踏まえて、今後の会の活動のあり方・進め方等について改めて検討するよう、必要な指導、要請を行うべきある。(道路企画G、高速道路G、県南保健福祉事務所)</p>	<p>(福島県道路愛護会) 平成20年度の事業実施までに、道路愛護会の活動と県の道路愛護関連事業を明確に区別し、道路愛護会の活動内容及び組織運営体制について整理するよう指導する。(道路計画課)</p> <p>『新時代の浜街道』連携推進協議会) 本会の設立目的である「陸前浜街道周辺地域の交流・連携を促進し、地域振興に寄与すること」に則り、宮城県や関係市町村・商工団体等会員相互の連携の強化や活動内容の充実を図るよう指導する。(高速道路室)</p> <p>(県南地区民生委員協議会長連絡会) 今後の活動のあり方・進め方については、県内他地域の民生委員協議会長連絡会の活動等を参考にして、平成20年度の当会の総会において検討するよう要請する。(県南保健福祉事務所)</p>
<p>ウ 今回の監査では、監査の対象とした60団体のうち2割を越える13団体に対して、県の支援等のあり方について何らかの検討や見直しを求めたところであるが、このような監査結果となった要因として、行政財産の目的外使用許可や他団体事務の従事承認等団体に対する支援等に関し必要な申請等の手続き指導や審査については関係する部局が個々に行うものの、総合的に任意団体への支援等の必要性の検討を行っていないことや、また、団体が設立されて、ひとたび県の各種支援等が認められると、それ以降の県の支援等に関する審査が形式的になり、県の牽制機能が十分に発揮されていないことが挙げられるのではないかと思われる。</p> <p>よって、団体を所管する所属において、適宜、支援のあり方について検証・検討することは勿論のこと、県は、団体の設立目的や取り組む事業、県施策との関連性などを踏まえながら、設立時や設立後一定の期間経過後に、任意団体に対する県の適切な支援のあり方を総合的に審査・検証する仕組みについて検討すべきである。(行政経営G)</p>	<p>平成20年度中に任意団体に対する県の適切な支援のあり方を総合的に審査・検証するための基本的考え方を整理する。</p>

監査公表第17号

平成20年3月18日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年8月12日

福島県監査委員 小桧山 善 継  
福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之

20教財第185号  
平成20年5月30日

福島県監査委員 小桧山 善 継  
福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之  
様

福島県教育委員会委員長 印

行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成20年3月12日付け19福監第817号で報告のありました行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別 紙

平成19年度行政監査において措置を求める案件（教育庁）

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査の結果と意見</p> <p>2 団体に対する執務場所等の提供について</p> <p>1) 行政財産の目的外使用許可等 (改善を要する事項)</p> <p>イ 県は、規約で定めている場所を事務局とするよう指導すべきである。なお、団体の全ての事務を県職員が行うために占有面積が発生せず、使用許可を受ける必要がない団体であっても、県は、県の庁舎内に事務局を置くことの是非を検討のうえ、適切に対処すべきである。(福島 工業高等学校)</p> <p>3 団体に対する県の人的支援について</p> <p>2) 県職員の団体の役職員への就任・従事状況 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>ア 県職員が他団体事務に従事する場合、営利企業等従事の許可を受けなければ報酬を得ることができないことから、県は、改めて職員へ制度の周知を図る必要がある。(郡山東高等学校)</p> <p>イ 近年の従事承認の手続きを書面上確認できなかった警察本部を始めとする各執行機関等の管理者にあつては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、洩れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。(教育庁総務企画G)</p>	<p>福島県バレーボール協会事務局へ改善すべく指導を行い、平成20年4月1日より事務局所在地を規約第2条による理事長の自宅へと変更した。</p> <p>平成20年3月10日付け19教振第841号「他の団体の事務への従事にかかる手続等の取扱いについて(通知)」により、全ての県立学校に対して指導するとともに周知した。</p> <p>なお、当該校においては、平成20年3月24日の職員会議において制度の周知を図り、平成20年4月1日付けで届出を受け、すみやかに手続を行った。</p> <p>上記前段のとおり措置した。</p>

監査公表第18号

平成20年3月18日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年8月12日

福島県監査委員 小桧山 善 継  
福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之

福公委(会)第107号  
平成20年5月29日

福島県監査委員 小桧山 善 継  
福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之  
様

福島県公安委員会委員長 印

行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成20年3月12日付け19福監第817号で報告のありました行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。



別 紙

平成19年度行政監査において措置を求める案件(警察本部)

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査の結果と意見</p> <p>2 団体に対する執務場所等の提供について</p> <p>1) 行政財産の目的外使用許可等 (改善を要する事項)</p> <p>ア 団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合であっても、それぞれの団体が使用許可を受ける必要があることから、県は、当該団体に対し使用許可の手続きを行うよう、指導すべきである。(白河警察署)</p> <p>3 団体に対する県の人的支援について</p> <p>2) 県職員の団体の役職員への就任・従事状況 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>イ 近年の従事承認の手続きを書面上確認できなかった警察本部を始めとする各執行機関等の管理者にあつては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、漏れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。(警務課)</p> <p>6 団体に対する県の支援等のあり方について</p> <p>3) 今後の県の支援等の必要性 (検討を要する事項)</p> <p>イ 結果のイに掲げる4団体については、活動実態を見ると、活動の必要性が認められるものの県の事務と渾然一体として処理されるもの、活動内容が乏しいもの、活動内容が設立目的にから変容しているもの等が見受けられることから、県は、各団体に対し、現在の活動実態を踏まえて、今後の会の活動のあり方・進め方等について改めて検討するよう、必要な指導、要請を行うべきである。 (棚倉警察署)</p>	<p>団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合には、それぞれの団体から使用許可の申請を受け、許可をすることとしました。</p> <p>他団体事務に従事する場合の手続きについて、「職員が公益法人等の役職員等へ就任する場合の事務手続について(通達)」により、周知徹底を図りました。</p> <p>本年度の定期総会で解散に関する議題を提案する予定となっております。</p>